

山口県手話言語条例 (令和元年山口県条例第14号)

【現状】

・手話は独自の「言語」であるが、手話を言語として使いやすい環境は十分に整備されていない状況

・手話を習得する機会が不足していることにより、聴覚障害者は日常生活のコミュニケーションだけでなく、成長の過程で思考力や表現力を身につけ、豊かな人間性をはぐくむ上でも困難な状況に直面

【目的】

手話の普及と習得の機会を確保することにより、手話を使用して生活できる地域社会の実現（＝「手話言語による生活維新」）を目指す

【責務と役割】

県	○手話の普及・習得の機会の確保に関する施策を総合的に作成し実施する責務
市町	○手話の普及・習得の機会の確保に関する施策の実施に努める ○県が実施する施策と連携
県民	○手話が独自の言語であることを理解 ○手話への理解関心を深め、自主的に手話の習得に努める
手話関係者	○手話の普及・習得の機会の確保に主体的に取り組む ○県が実施する施策に協力するよう努める
学校・児童福祉施設の設置者	○教員・職員の手話技術の向上など、聴覚障害児が手話で集団生活を送ることができるための必要な措置に努める
事業者	○ろう者の従業員が手話で働ける環境の整備に努める ○ろう者へサービスを提供する際の手話の使用に対する合理的配慮

基本的施策

手話の普及

- ・県民が手話に接する機会の充実
- ・学校や保育所、職場における手話の普及を図るための専門的・技術的助言等の支援

手話の習得の機会の確保

- ・聴覚障害者が乳幼児期から、家族と共に手話を習得できる環境の整備